

■議案第59号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町の職員のうち医師については、健康福祉課に勤務する産業医のほか、大正及び十和地域の国民健康保険診療所に勤務する医師がおりましたが、産業医については本年3月末をもって退職し、本年度以降は町職員としての産業医は配置しない方針としています。

また、地域医療を安定的に提供するための医師の確保については、全国的にも厳しい状況の中、引き続きその確保に努めるための要件の一つとして、給料の地域間格差の是正が必要となっています。

本議案は、これらの現状に対応するため、所要の規定の整備を行うものです。

【改正内容】

- ① 4級までとしていた給料表について、国と同様の5級までの給料表に改めます。
- ② 医師の勤務地区分等に応じて定めていた各種手当について、勤務地区分等を削除します。

【施行期日】

令和2年7月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり